

府政共生第 644 号

平成 26 年 7 月 22 日

薬物乱用対策推進地方本部 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備・総合調整第1担当）
（薬物乱用対策推進会議事務局）
（公印省略）

合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）に代わる新たな名称（「危険ドラッグ」）の利用促進について（依頼）

薬物乱用防止対策の推進につき、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

政府では、合法ハーブ等と称して販売される薬物等（いわゆる「脱法ドラッグ」）については、平成 26 年 7 月 22 日付、府政共生第 643 号により通知した、「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、政府一体となって、この種薬物の乱用の根絶を図るための取組を強力に推進しておりますが、この度、その一環として、警察庁及び厚生労働省において、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる新たな名称について意見公募を行い、両省庁において検討の上、「危険ドラッグ」の呼称を選定し、7 月 22 日の閣議後の記者会見で関係府省庁から公表されたところです。

危険ドラッグの多くは違法薬物であり、人体に大きな影響を与えるとともに、事件事故を起こして人を傷つける極めて危険な薬物であるということを正しく認識いただくことが極めて重要であることから、各位におかれましては、今回の呼称の見直しの趣旨を御理解の上、管下の関係部局（課）及び管内市町村、関係団体等に新たな名称（危険ドラッグ）を御周知いただくとともに、当該呼称が、メディアを効果的に活用して、広く国民に普及することで、この種薬物に係る正しい認識が定着するよう、報道・マスコミ関係者等の方々に対しましても、今後、当該呼称で統一していただくよう、御周知賜りますようお願い致します。

（連絡先）

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備・総合調整第1担当 河村（薬物乱用対策担当）

T E L 03-5253-2111（内線 38257）

03-6257-1442（直通）

F A X 03-3581-1609

メールアドレス kensuke.kawamura@cao.go.jp